

# 「選ばれる国」へ新制度

## 外国人材、長期就労しやすく

### 賃金など待遇改善急務

外国人材の処遇を改善し、長期就労しやすくする新制度の素案が18日に示された。人権侵害と批判される技能実習制度は事実上廃止する。国内の人手不足が深刻になり、各国との人材獲得競争も激化する。日本が「選ばれる国」であるには賃金を含めた一層の待遇向上が欠かせない。

(2面参照)



技能実習制度と特定技能制度のあり方について議論する有識者会議（18日、東京都千代田区）

出入国在留管理庁によると、2023年6月末で技能実習生は35万81006人が失脚した。17年の技能実習法の施行以降、18年の90522人、次いで過去2番目の多さとなった。

失脚者が増える要因の一つは借金苦だ。来日前に本国の悪質なブローカーに多額の手数料を支払うなどして借金を抱えた

技能実習生は原則転職できない。企業の倒産や人権侵害など「やむを得

ない場合に限っている。新制度は条件付きで転職を認める。労働基準法は長期の労働契約でも就労開始から1年経過すれば、いつでも退職できると定めており、これに準

じて、借金を抱えないように来日前の借入額を制限する。受け入れ企業は

「監理団体」の要件も厳格にする。受け入れ企業との役員兼務を制限し、外部からの監視を強化する。監理団体が受け入れ企業への指導を怠ったり、虚偽の報告をしたりと機能不全になる例が指摘されていた。

新制度では3年を基本とする在留期間に一定の技能と日本語能力を身につければ、在留資格「特定技能」に移行できる。

長期就労への道筋が明確になり、外国人材に分かりやすく魅力を伝えられる制度になる。

特定技能は19年に人手不足への対応を目的に新設した。働ける仕事内容は技能実習の88職種、特定技能の12分野でズレがあった。新制度は特定技能の分野と一致させる。例えば技能実習の「繊維・衣類関係」に対応する特定技能の分野がなく、特定技能に移行できない。こうした問題を解消する。技能実習では「消す」などと絞っていた職種を新制度では「建築」と大きな分野にまとめる。

業界ごとに外国人材を受け入れるか判断する仕組みを想定する。円滑な受け入れのため日本語能力の要件を新たに設ける。就労前に日常生活で使うひらがな、漢字、短い会話といった基礎的な能力を求める。日本語能力試験で一番下の「N5」相当とする。特定技能への移行には1つ上の「N4」相当が必要になる。

国際交流基金と日本国際教育支援協会による、22年12月実施の試験の認定率（合格率）はN5が47・3%、N4は40・7%だった。受験者の半分を下回る関門となる。講習を受けることで試験に代えることも一部認める。

特定技能への移行に必要な試験に不合格でも1年間在留できる救済措置をとる。

自民党などには転職容認によって地方から賃金水準の高い都市部に外国人材が流出するとの懸念がある。転職は同一業種内での職場変更のみ可能で、農業や水産業に就く人材が都市部に移るの

は限定的だとの意見もある。

受け入れ企業が「安価な労働力」との認識のままで長く働いてもらえない。技能・日本語能力の向上支援や待遇改善を進められるかどうかも論点になる。

円安が進んだことで新興・途上国の人材にとって日本の賃金水準の魅力は下がっている。中国や韓国といったアジアの国々も少子高齢化が進み、外国人材の需要は高まっている。「安いニッポン」のままでは各国との競争で劣後しかねない。

国土館大の鈴木江理子教授は「人材確保の目的を明確にした点は評価できる」と話す。一方で「人材育成を理由に転籍に条件をつけたのは問題だ」とも指摘。家族帯同を含めた生活環境の整備や「共生」に向けた意識変革が重要だと強調した。

国際交流基金と日本国際教育支援協会による、22年12月実施の試験の認定率（合格率）はN5が47・3%、N4は40・7%だった。受験者の半分を下回る関門となる。講習を受けることで試験に代えることも一部認める。

特定技能への移行に必要な試験に不合格でも1年間在留できる救済措置をとる。

